

トラック運転の業務の時間外労働の上限規制等に関する説明会を開催します！

『36協定届のご準備は大丈夫ですか。』

時間外労働の上限規制の適用が猶予されていた自動車運転の業務に対して、令和6年4月1日から、上限規制が適用されています。

埼玉労働局・労働基準監督署では、昨年に引き続き、トラック運転の業務に係る事業場の労務管理担当者様等を対象として、時間外労働の上限規制及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）の内容を中心とした説明会を下記のとおり開催いたします。

2月の説明会では、

1. 自動車運転者の時間外労働の上限規制、改善基準告示の改正等について
(「時間外労働・休日労働に関する協定届」(36協定届)の内容と留意事項等を含む。)
(労働基準監督署)
2. 労働災害防止について (労働基準監督署)
3. 人手不足を解消する労務管理・選ばれる職場づくりについて
(埼玉働き方改革推進支援センター)

についてご説明いたします。

また、2月17日春日部会場では、上記に加え、

4. 取適法と労務費転嫁指針について
(公正取引委員会)
5. 受託中小企業振興法及び振興基準～働き方改革に伴う「しわ寄せ」防止関連～
(関東経済産業局)

についてもご説明いたします。

本説明会が当局では今年度最後の説明会となります。 トラック運転者を使用されている事業者の皆様にはぜひご参加いただきたくお願い申し上げます。

説明会会場、申込方法等、詳細は、埼玉労働局ホームページをご覧ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/news_topics/event/20250826-02.html



埼玉労働局・労働基準監督署で開催する説明会

開催日	開催時間	開催労働基準監督署名	会場
令和8年2月16日（月）	14:00 ～ 16:30	川越	川越南文化会館（ジョイフル）第4会議室 川越市大字今福1295番地2
令和8年2月17日（火）	14:00 ～ 16:30	春日部	春日部市民文化会館 中会議室（1） 春日部市粕壁東二丁目8番61号

※本説明会は、厚生労働省が株式会社読売エージェンシーへ委託し、実施しております。

申し込みは、上記埼玉労働局ホームページから、**株式会社読売エージェンシー『働き方改革関連法に関する説明会』ホームページ**に移動いただき、お申し込みください。

担当 埼玉労働局労働基準部監督課 （電話）048-600-6204